

その他区長が必要と認める届出又は申請とは

1. 東京都台東区大規模建築物建築指導要綱による届出

2. 次の都市開発諸制度に係る届出又は申請

都市開発諸制度	届出又は申請
都市計画法に規定する高度利用地区	公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置
都市計画法に規定する特定街区	申出書の提出
都市計画法に規定する再開発等促進区を定める地区計画	企画提案書の提出
総合設計(建築基準法)	許可申請の提出

3. 都市計画法に規定する地区計画の区域内の地区計画に係る届出
(東京都市計画浅草六区地区地区計画の区域内は除く。)